

第 365 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 365 回三木市議会（令和 3 年 6 月 8 日開会）に提出する議案 5 件（条例関係 3 件、補正予算関係 2 件）の概要は次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第 41 号議案 三木市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）」の制定による「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）」の一部改正に伴い、三木市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

番号利用法第 19 条に第 4 号が追加されたことにより、本条例が引用する号に移動があったため、次のとおり改正する。

第 1 条及び第 5 条の規定中「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。

ウ 施行期日

令和 3 年 9 月 1 日

(2) 第 42 号議案 三木市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

整備法及び「デジタル庁設置法（以下「設置法」という。）」の制定による番号利用法の一部改正に伴い、三木市個人情報保護条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 番号利用法第 19 条に第 4 号が追加されたことにより、本条例が引用する号に移動があったため、次のとおり改正する。

第 25 条の 2 の規定中「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に改める。

(イ) 特定個人情報の提供を管理する情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル庁に変更されたため、特定個人情報の提供先を「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改める。

(ウ) 市が独自利用した個人情報に訂正請求があり、訂正を決定したときに情報提供先への通知を行う規定を加える。

(エ) 第 25 条の 3 の規定中「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

ウ 施行期日

公布の日（ただし、イ (ア) (イ) は令和 3 年 9 月 1 日施行）

**(3) 第 43 号議案 三木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(市民課)**

ア 改正理由

整備法の制定による番号利用法の一部改正に伴い、三木市手数料条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 別表第 29 項の個人番号カードの再交付手数料についての規定を削る。

(イ) 附則第 3 項（手数料の特例）の個人番号カードの再交付手数料を、当分の間無料とする規定を削る。

ウ 施行期日

令和 3 年 9 月 1 日

2 補正予算関係 【別添「令和 3 年度 6 月補正予算（案）の概要」参照】

(1) 第 44 号議案 令和 3 年度三木市一般会計補正予算（第 3 号）

(2) 第 45 号議案 令和 3 年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）